

仙台市水道事業経営検討委員会の運営について

- (1) 本委員会は公開とする。
- (2) 議事録は発言者の名前入りとする。
- (3) 議事録は経営検討委員会事務局（経営企画課）が作成し、全委員に了承を得たうえで、委員長及び委員 1 名（五十音順で持ち回り）の署名をもって確定する。
- (4) 議事録が確定次第、議事録及び会議資料を公表する。いずれも、各市政情報センター及び水道局ホームページにて行う。（委員会開催後おおむね 1 か月後）